

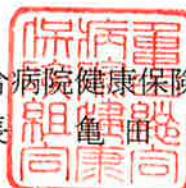
公 告 第 98 号

組合規約の変更について

亀田総合病院健康保険組合規約の一部が、令和4年3月1日から変更になつたので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、別添のとおり公告する。

令 和 4 年 3 月 1 日

亀田総合病院健康保険組合
理 事 長 亀 田 秀 次



規約変更書

亀田総合病院健康保険組合の規約の一部を次のように変更する。

第35条中

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

を

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

に改める。

第43条を次のように改める。

(組合員の範囲)

第43条 この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、「任意継続被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。

附 則

この規約は令和4年3月1日から施行する。

亀田総合病院健康保険組合規約 新旧対照表

新	旧
<p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。</p>	<p>(常務理事及びその職務)</p> <p>第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。</p>
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、「任意継続被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第43条 この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p>